静岡県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

第1条【名称】

本連盟は静岡県吹奏楽連盟(以下本連盟)と称する。

第2条【機能】

本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟(以下全日吹連)および東海吹奏楽連盟(以下東海吹連)の会員、ならびに中部日本吹奏楽連盟静岡県支部(以下中日吹連県支部)としての機能を果たす。

第3条【事務所】

本連盟は会長の指定する場所に事務所をおく。

第4条【構成】

本連盟は、静岡県中学校吹奏楽連盟(以下県中吹)、静岡県高等学校吹奏楽連盟(以下県高吹)、静岡県大学・職場・一般吹奏楽連盟(以下県大職一吹)の各部門連盟によって構成される。

- 2 静岡県小学生吹奏楽連盟(以下県小吹)は加盟団体数が相当数になるまで組織しない。 単独校、もしくは複数校で構成された小学生の加盟団体は本連盟が管轄する。
- 3 各部門連盟の規約は別途定めるものとし、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第5条【目的】

本連盟は吹奏楽および管打楽器による音楽の普及・向上を図り、音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第6条【事業】

本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1)各部門連盟の活動への助言および連絡調整
- (2)全日吹連、東海吹連および他の地域の吹奏楽連盟との連携、ならびに中部日本吹奏楽連盟(以下中日吹連)との連携
- (3)吹奏楽コンクール(全日本・中部日本)、管打楽器アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバル、個人・重奏コンテスト各県大会の開催・連絡調整
- (4)吹奏楽に関する講習会、研究会および演奏会の開催・連絡調整・後援
- (5)国民文化祭等の諸行事への参加の支援・連絡調整
- (6)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第7条【事業実施の主管】

前条の事業を主管する部門連盟は、事業実施に必要な要項を作成し予算を立案する。

2 前条の事業を主管する部門連盟は、要項・予算・決算を本連盟に報告するものとする。

第3章 役 員

第8条【役員】

本連盟に次の役員をおく(県小吹を除く)。

会 長	1名	副会長	2名
理事長	1名	副理事長	3名
常任理事	7名	理 事	2 4 名以内
事務局長	1名	事務局次長	3名
会計長	1名	会計次長	1名
監 杳	4名 (内1名	は外部に委嘱)	

第9条【役員の任務】

役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は本連盟を代表する。
- (2)副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその任務を代行する。

- (3) 理事長は本連盟を統轄する。
- (4)副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその任務を代行する。
- (5)常任理事は常任理事会を組織し、本連盟運営の方針について検討する。
- (6)理事は理事会を組織し、本連盟運営の議案を立てて審議し、決議事項に基づいて会務を遂行する。

第10条【事務局】

本連盟に事務局をおく。

- 2 事務局には以下の局員をおくものとする。
- (1)事務局長は事務局を代表し、連盟の庶務を処理する。
- (2)事務局次長は事務局長を補佐し、連盟の庶務を処理する。
- (3)会計長は連盟の会計を処理する。
- (4)会計次長は会計長を補佐し、連盟の会計を処理する。
- (5)監査は年一回会計を監査しその結果を総会に報告する。また必要に応じ事業の監査を随時行い、その結果を総会に報告する。

第11条【全日吹連・東海吹連・中日吹連の役員】

本連盟が加盟(会員登録)する上位組織の役員は、以下のとおりとする。

- (1)全日吹連の正会員は理事長を以てこれにあてる。
- (2) 東海吹連の常任理事は理事長を以てこれにあて、同理事は副理事長・事務局長・事務局次長よりあてるものとし、各部門連盟の代表が含まれるよう選出する。また、他の東海吹連の役員は、東海吹連から要請があった場合、必要に応じ理事会において選出する。
- (3)中日吹連県支部(中日吹連企画委員会も兼ねる)の支部長は中日吹連県企画委員会委員長を以てこれにあて、同支部長及び同支部事務局長は県支部を代表し、本部理事として諸会議に出席するものとする。

第12条【役員の選任】

役員の選任は次のとおりとする。

- (1)会長、副会長は原則として各部門連盟の会長が互選し、理事会および総会の承認を受けるものとする。
- (2)理事長は、各部門連盟の理事長が互選し、総会で承認を受けるものとする。
- (3)副理事長は各部門連盟の理事長とする。理事長を選出した部門連盟は、本連盟の副理事長を別に選出する。
- (4)常任理事は、本連盟の事務局長・会計長、各部門連盟の事務局長、マーチング委員会委員長、中日吹連県企画委員会委員長とする。
- (5)理事は本連盟の事務局次長・会計次長、県中吹および県高吹は副理事長3名・理事3名(部門支部事務局長)・会計長とする。県大職一吹は副理事長2名・会計長、県マーチング委員会は事務局長・会計長、県中日吹連企画委員会は事務局長・事務局次長・会計長とする。
- (6)本連盟の事務局長および事務局次長は理事長が指名した者とする。
- (7)本連盟の会計長、会計次長は理事会で推挙し、会長が委嘱する。
- (8)本連盟の監査は理事会で推挙し、会長が委嘱する。

第13条【役員の任期】

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により就任した役員の任期は前任者の任期とともに終了する。

- 第14条【役員の解任】役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において各々出席者の3分の2以上の議決により解任することができる。
 - (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の不祥事、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第15条【顧問・参与等の役職】

本連盟に顧問・参与等の役職をおくことができる。

2 顧問・参与等の役職は理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第4章 会 議

第16条【会議の種類】

本連盟の会議は次のとおりとする。

- (1)理事会
- (2)総会
- (3)常任理事会
- (4)事務局長会

第17条【理事会】

理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事によって構成し、会長が 招集する。

第18条【総会】

総会は各部門連盟の役員および前条に定める理事会構成員をもって構成し、年一回会長がこれを招集する。

2 総会構成員の過半数の要求または理事会の決定があった場合、会長は臨時総会を30日以内に招集しなければならない。

第19条【常任理事会】

常任理事会は理事長、副理事長および常任理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第20条【事務局長会】

事務局長会は本連盟事務局長・会計長、各部門連盟事務局長、各部門連盟支部事務局長、委員会事務局長で構成し、会長が招集する。

第21条【議長】

会議の議長は総会においては出席者の互選、理事会および常任理事会においては理事長とする。その他の会議においては特に定めない。

第22条【定足数】

本連盟の理事会、総会、常任理事会はその構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を認める。

2 委任状提出者は、委任指名者が出席することにより、出席したものと認められる。

第23条【議決】

本連盟の会議の議決はその会議の出席者の過半数の賛成によるものとする。賛否同数の場合は議長が決する。

第24条 【理事会への付議事項】

理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1)事業遂行に関すること
- (2)会計に関すること
- (3)役員および顧問・参与に関すること
- (4) 規約・細則に関すること
- (5)全日吹連、東海吹連および他地域の吹奏楽連盟との連絡提携に関すること
- (6)中日吹連との連絡提携に関すること
- (7)その他必要な事項

第25条【総会への付議事項】

総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1)事業報告および計画
- (2)決算および予算
- (3)規約の改廃
- (4)役員の承認・解任
- (5)その他重要な事項

第26条【常任理事会の協議事項】

常任理事会は、本連盟の方針に関し理事会および総会に付議すべき事項を協議する。

第27条【事務局長会の協議事項】

事務局長会は、本連盟及び各部門連盟の事業遂行に関する要項・予算・運営等を協議する。

第28条【事業実施のための委員会】

第6条の事業のうち、マーチングコンテスト県大会・小学生バンドフェスティバル、中部日本吹奏 楽コンクール県大会、中部日本個人・重奏コンテスト県大会を実施するために以下の委員会をお く。

- (1)静岡県マーチング委員会
- (2)中日吹連県企画委員会(中日吹連県支部の機能も果たす)
- 2 各委員会の委員長は、理事長が指名したものとする。

第29条【委員会の規約】

前条で定めた委員会に関する規約は別途定めるものとする。

- 2 事業の要項・予算・実施規定は、事業を実施する委員会が定める。
- 3 実施事業の要項・予算・決算は本連盟に報告するものとする。

第5章 会 計

第30条【事業経費の支弁】

本連盟の経費は各部門連盟よりの連盟費およびその他の収入を以てこれにあてる。

第31条【会計規則】

本連盟の会計に関する規則は、別に定める「静岡県吹奏楽連盟会計細則」(以下本連盟会計細則)による。

第32条【連盟費】

連盟費は、別に定める本連盟会計細則に示す金額とする。

第33条【会計年度】

本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 補 則

第34条【議事録】

本連盟の全ての会議の議事録は、事務局長が10日以内に作成管理し、必要に応じて各役員に公表する。

第35条【細則】

この規約の施行に必要な細則は理事会が定める。

第36条【規約の改廃】

この規約を改廃する場合には、理事会および総会において議決を経なければならない。

付則 本規約は平成7年4月15日より施行する。 施行:平成 7年 4月15日

改訂:平成13年 4月29日 改訂:平成17年 4月24日 改訂:平成24年 4月28日

改訂:平成25年 4月27日 改訂:平成27年 4月26日 改訂:平成30年 4月28日

改訂:平成31年 4月27日 改訂:令和3年 4月24日 改訂:令和4年 4月23日

以下余白